

吉野町小中一貫教育校開校検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 吉野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定めた吉野町小中一貫教育基本方針に基づき、地域と共にある小中一貫教育校開校に向けた準備を円滑に推進するため、吉野町小中一貫教育校開校検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議する。

- (1) 校名・校歌・校章に関する事
- (2) 制服に関する事
- (3) 通学体制に関する事
- (4) 式典事業に関する事
- (5) P T A組織及び運営に関する事
- (6) 前号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会の委員は、教育委員及び別表に掲げる者をもって組織する。

別表に掲げる者については、教育委員会が委嘱する。

2 委員に欠員が生じた場合においては、必要に応じて補充することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員として委嘱した日から第2条に掲げる検討及び協議結果をとりまとめるまでとする。

2 第3条第2項の規程による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 検討委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

5 委員会は、原則公開とする。

(専門部会)

第7条 検討委員会に専門的な事項を調査及び検討するため、別に専門部会を設置することができる。

2 専門部会の委員は、委員長が指名した者をもって充てる。

3 専門部会において、調査及び検討した事項は、検討委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表（第 3 条関係）

小中学校長及びこども園長	各 1 名
小学校 P T A 会長・副会長及びその他の役員を含む	各 3 名
中学校 P T A 会長・副会長及びその他の役員を含む	3 名
こども園育友会	各 1 名
区長連合会	3 名
学識経験者	1 名